

# 『個人番号カード』の交付を始めます

平成27年7月号から毎月お知らせしてきたマイナンバー制度が、1月から開始されました。

マイナンバーの利用や『個人番号カード』の交付が始まりますので、今一度、『個人番号カード』の受け取り方やマイナンバーが使われる場面などについて確認します。

## ○『個人番号カード』を受け取るまでの流れ

①『個人番号カード交付通知書』の郵送を確認してください

1月から、『個人番号カード』を申請した方に『個人番号カード交付通知書』を転送不要の郵便物として郵送します。届きましたら、市役所へ来庁してください。

②必要な書類を持参し、市役所に来庁してください

交付時に持参していただく書類は、次のとおりです。

・通知カード

・個人番号カード交付通知書

・本人確認書類（詳しくは、下段に記載の例をご覧ください）

※本人確認書類は、写しを取り、市役所で保管させていただきます。

③持参された書類を確認します

『個人番号カード』の交付は市民窓口で行いますので、持参した書類

を窓口へ提出してください。書類に不備がないか職員が確認します。

④顔認証システムを活用した本人確認にご協力ください

本人確認を厳格化するために、その場で申請者の顔を撮影し、『個人番号カード』に添付された顔写真と申請者が同一人物であるか、顔認証システムにより照合します。この照合をせずに『個人番号カード』を交付することはできませんので、ご協力をお願いします。

なお、撮影した画像はこの照合にのみ利用し、保存はしません。

⑤暗証番号の設定を行います

暗証番号の設定については、『個人番号カード交付通知書』に記載されていますので、事前にご確認の上、ご来庁ください。暗証番号の設定まで済んだら、カードを交付します。

▼問い合わせ  
 ・通知カードや個人番号カードについて  
 市民サービスグループ (☎851855)  
 ・マイナンバー制度全般について  
 企画調整グループ (☎85109)



▶マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## ○ご注意ください

『個人番号カード』を交付する際は、『通知カード』や『住民基本台帳カード』（お持ちの方のみ）を返納していただきますので、必ず持参してください。

多くの方が『個人番号カード』を申請している場合は、交付までに相当の期間がかかる可能性があります。申請した方から順次『個人番号カード交付通知書』を郵送しますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 本人確認書類の例

- ・運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など官公署発行の写真付きの書類1点
- ・住民基本台帳カード（写真無し）、各種健康保険または介護保険の被保険者証、生活保護受給者証、年金手帳、申請者名義の預金通帳、学生証など写真付きでない書類2点

## ～個人番号カード～

▶表面

▶裏面

▶顔写真のほか、氏名、住所、性別、生年月日などが記載され、身分証明書として使える。

▶マイナンバーが記載されているほか、電子申請などで使えるICチップが搭載されている。